

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 2 0 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	否決 (賛成少数)	3月2日
議案第 2 1 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 2 号	宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 5 号	平成29年度宝塚市一般会計補正予算(第6号)	可決 (全員一致)	
議案第 4 6 号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第5号)	可決 (全員一致)	
議案第 4 7 号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第 4 8 号	平成29年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第 4 9 号	平成29年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	
議案第 5 0 号	平成29年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第 5 1 号	平成29年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	
議案第 5 8 号	平成29年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)	可決 (全員一致)	

審査の状況

- | | | | | | | | | | |
|-------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|--|--|--|--|--|
| ① | 平成30年 | 2月28日 | (議案審査) | | | | | | |
| ・出席委員 | ◎中野 正
となき 正勝 | ○大川 裕之
富川 晃太郎 | 梶川 みさお
藤岡 和枝 | 寺本 早苗
細川 知子 | | | | | |
| ② | 平成30年 | 3月2日 | (議案審査) | | | | | | |
| ・出席委員 | ◎中野 正
となき 正勝 | ○大川 裕之
富川 晃太郎 | 梶川 みさお
藤岡 和枝 | 寺本 早苗
細川 知子 | | | | | |
| ③ | 平成30年 | 3月23日 | (委員会報告書協議) | | | | | | |
| ・出席委員 | ◎中野 正
となき 正勝 | ○大川 裕之
富川 晃太郎 | 梶川 みさお
藤岡 和枝 | 寺本 早苗
細川 知子 | | | | | |

(◎は委員長、○は副委員長)

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第20号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 一定の要件を備えた太陽光発電設備に係る固定資産税を、5年度分課税免除する制度について、その適用期限を3年間延長するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 取得期限の延長の妥当性について <質疑の概要> 問1 この課税免除制度とは別に、太陽光、風力発電設備の特例制度として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する発電設備を対象とした特例割合が2分の1の制度もある。取得条件は平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっているが、この制度も延長されるのか。 答1 今後、延長されるかどうか、まだ市に情報は入っていない。 問2 通常、農地を転用して駐車場等を設置する場合、固定資産税は農地から雑種地の扱いとなり、課税額は数十倍に跳ね上がる。ソーラーシェアリングは、農地を一時転用して設置するが、この場合、固定資産税の額は変わるのか。 答2 通常、農地を一時転用する場合、農業委員会に申請して認定を受けることになる。ソーラーシェアリングは、農地を一時転用して設置されるため、農地として課税される。農業委員会は一時転用された場合、現状を確認する。市も現状を確認して雑種地と判断すれば、雑種地として課税することになる。 問3 この課税免除制度は、上限件数が決められていない。一方で、太陽光発電事業では、動植物の生態系に及ぼす影響や景観の問題、光害などの課題がまだ多く残る。参入しようとする事業者に対し、環境保全について事前に何か対策をとっているのか。 答3 事業者が無作為に環境を乱してしまうことのないよう、一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合、要綱で地域住民との協議の記録を市へ提出することを定めており、市として指導も行っている。 問4 太陽光発電事業における事業者のモデルケースのシミュレーションでは約20年で事業収支が小さくなっていく。撤退する事業者も出てくると思われる。その際、設備の解体や撤去等に伴い発生する廃棄物が適切に処分されなかった場合は、有害物質や廃棄物の放置等が問題になるが、事業者が事業開始の際に処分費用を設定する等、対策はしているのか。 答4 廃棄物処理法の考え方では、廃棄物の処分は事業者責任となる。太陽光パネル等

の償却期間は約 20 年から 30 年とされており、一定の期間が来れば一気に廃棄物が発生することから、国もリサイクルについて研究している。市としても事業者さまにさまざまな情報を提供しながら、指導していきたい。

問 5 太陽光発電事業は初期投資に多額の費用が必要となるため、事業への参入に踏み切れない事業者が多いと聞いている。その一方で、本市も非常に厳しい財政状況の中で行財政改革が求められており、その中で大型事業を進めて行こうとしている。この状況下で、あえてこの課税免除制度の期間を延長する理由は。

答 5 この制度は、設置の翌年以降の 5 年間に係る償却資産の固定資産税を課税免除するというもの。5 年間、税収が入らないが、それ以降は税収が入る。事業収支も初期投資に大きなコストがかかるものの、5 年間は課税免除になることで、年間で約 35 万円の利益が生まれ、参入に一步が踏み出せない事業者の背中を押す制度になるものとする。市の財政そのものに直接影響を与えるものではない。また、これまで市としても再生可能エネルギーの啓発に努めてきた。県下でソーラーパネルの普及が進んでいる市となり、全国からも注目されている。もう一押し背中を押すチャンスにしていきたい。

問 6 この課税免除制度は、市の財源は必要ないとしているが、市の収入は減る。入るを量りて出ざるを制するという、市の行財政改革の考え方に反するのではないか。

答 6 市としても、本来市に入るべき収入は確実に確保したいと考えており、課税免除だから市財政に影響がないというわけではないことは認識している。しかし、この制度がインセンティブとして働くことで起業する人がふえ、5 年間税収はないが、その後、税収が見込める土地になる。何もしないでいるより確実に税収はふえる。また、再生可能エネルギーを推進する支援としての役割もある。事業者も徐々にふえ、一定の成果は出ており、市が描く方向に進んでいるものと考えている。

問 7 この事業は災害に強いまちづくりに寄与するとのことだが、災害時に事業者の発電設備を非常用電源としてどう運用していくのか、ルールがまだ定まっていない。こういったことなのか。

答 7 非常時に市が非常用電源として使用させてもらう旨の誓約書については、事業者と既に交わしている。非常時に使用できる状況かどうか、現地の設備を全て確認しており、今後、詳細について一定のルールを定め、万全を期していきたい。

問 8 この課税免除制度ができて 3 年たつが、この制度がなくても太陽光発電事業を推進できるのかどうかを判断しないといけないのに、その検証ができていない。今からでもこの制度の効果を検証すべきではないか。

答 8 検証はできていないが、実際に設置した方からは、この制度があつてよかった、続けてほしいとの声を聞いている。

問 9 一番の大きなハードルは資金調達。起業に向け、背中を押す制度としては既に県の融資制度がある。リスクが低いと判断すれば事業者は参入する。この課税免除制度がなくてもシミュレーションでは十五、六年で資金回収ができる。取り除かなければいけないリスクは資金調達と土地の確保ではないか。

答 9 県の融資制度は一定の審査があり、全ての申請が認められるものではない。対象についても、地縁団体や公益財団法人などの団体を対象としており、株式会社や個人は対象とされない。資金調達の面では県の制度だけで対応できるものではない。また、この制度は建物を持っている方が改築や新築の際、エネルギー消費性能の向上の手段の一つとして取り入れてもらえることにも貢献できると考える。

問 10 災害に強いまちづくりと太陽光発電の普及のどちらが市にとって重要なのか。

答 10 第一には太陽光発電の普及であり、その結果として災害に強いまちづくりを目指したいと考えている。

問 11 太陽光発電事業のさらなる普及を目指すのであれば、制度の延長ではなく、資金調達のリスクを取り除くための政策に変えるべき。事業者にはヒアリングをすべきだが、それをせずに制度を延長しようとしている。現在の制度を続けることが目的になっているが、普及が目的であれば、もっと直接的な支援策に変えるべきではないか。

答 11 本市は県下でも注目される形で普及が進んでいる。その中で現在の制度の継続を検討した。さらなる普及を進める施策を展開していくためにも、事業者にはヒアリングを行い、新たな方策を探っていきたい。

問 12 この課税免除制度は、大きなインセンティブになる県の融資制度もある中、市内に土地を借りて売電収入を得ながら新たに農業を始めたいと考えている人に向けた制度なのか、具体的にどういった人がこの制度によって事業を始めようとするのか。

答 12 市としては、これまで多くの市民に向け、再生可能エネルギーの必要性について、講演会や懇談会等を通じてさまざまな情報を発信していく中で意識醸成に努めてきた。その結果、10 件の申請があった。この制度は再生可能エネルギーの導入を進めていく方法の 1 つであり、新たな就農者が来ていただくのも選択肢の一つと考えている。

自由討議

委員 A この制度は 10 件しか事例がないが、県の融資制度によるところが大きいと思う。この制度の実効性が全くないとまでは言えない。課税免除制度がなくても起業する人が多いのであれば、固定資産税は入ってほしいと思う。また、農業振興

の面では少しでも農家に収入が入るように考えていかないといけない。この制度を延長することによってマイナスはないと思うが、固定資産税が入る余地のところは5年分減るところをどう評価したらいいのか。

委員B この制度の本来の目的は太陽光発電事業の普及である。出力 49.5 k wで設置費用約 1,700 万円のソーラーシェアリングをモデルケースとするシミュレーションでは、固定資産税免除額の合計は約 86 万円であり、投資に当たると考える。しかし、損失が発生するリスクもある。課税免除される額を再生可能エネルギー普及のための別の政策に生かすべき。

委員C 実際、事業者が事業を何年継続できるかは分からない。災害に強いまちづくりにも寄与するとしていたが、市はあまり重視していないように感じた。この制度を延長するだけの効果があるのか。

委員D この制度が事業を始める大きなきっかけになるのかは疑問だが、事業の普及に向けて一定の役割は果たしていると思う。とりあえず3年間は継続して、調査も行い、効果がないのであれば、その時点で考えてもよいのではないかな。

委員B 財政的な問題あり、政策としてお金、人、時間をかけていくというなら、効率的、効果的なものにコストをかけていくべき。とりあえず制度を延長するというのはコストの垂れ流しになると思う。

委員E とりあえず延長するという簡単なものではない。制度を延長するからには財政支出を伴うことに対しての重みを考えなければならない。3年間についての検証をせず、安易に延長するほど財政的な余裕は市にない。今回は制度を一旦終了し、新しい政策等をしっかり考えてほしい。

委員D とりあえずというのは、単に制度を継続すべきという意味ではない。この制度は新たな支出を伴わず、一定の効果があると思われる。制度を延長しながら、より効果の高い事業を検討すればよいという意味で発言したもの。

委員E 支出という言い方は間違っていた。5年間は入ってくるはずの固定資産税が入ってこないという意味で発言した。太陽光発電事業は、事業の継続や資金繰りの問題など、不安定要素がある。長期的な安定稼働ができるための研究も全国的に不足している。事業の普及に向けた優遇措置はこの3年実施した課税免除制度でカバーできているため、あえて制度延長の判断をするのは難しいと思う。

委員A 市に財政的な支出はない。この制度がなくても事業を始めようとする人がいれ

ば、固定資産税の課税免除額約 86 万円の歳入を逸することになる。この制度延長で、参入済みの事業者がより多くの恩恵を受けるものではなく、公平性についてはクリアできると考える。しかし、制度開始から 3 年間でたった 10 件しかないのに効果について検証されていない。災害に強いまちづくりについて、本気で取り組んでいたのか、疑問である。立ち止まるのもありだと思う。

委員 E この制度では、当初から 5 年間の固定資産税が免除される。事業全体を 20 年間で見た場合、2 分の 1 に当たる課税額が免除されることになる。立ち止まって制度自体を考え直してもいいのではないか。

質 疑

問 1 3 現在、太陽光発電事業の起業について相談を受けているとのことだが、この課税免除制度はどう説明しているのか。

答 1 3 現在、3 件の相談を受けている。相談者はこの制度のことを知っており、今後制度がどうなるか、関心を持たれている。市では、この制度が継続するかどうか、現在 3 月定例会で審議されている旨、説明している。

問 1 4 市として、太陽光発電事業の普及に向けた支援策は、この課税免除制度の延長しかないと考えているのか。

答 1 4 固定資産税の課税免除額約 86 万円を補助金として出すほうがインパクトはあるが、この課税免除制度は事業者にとって起業するきっかけの 1 つになっていると考える。災害時への対応についても一定できていると考えているが、細かい部分について、早急に詰めていきたい。事業の普及の動きも出てきていると感じており、ここで制度を延長しないのは、市が事業から手を引くという印象を与え、太陽光発電事業の普及そのものを後退させることになると考えている。

討 論

(反対討論)

討論 1 この事業の絶対的な評価の話をしているのではなく、相対的な評価の話をしている。この制度自体も一定の効果はあると思うが、もっと効果的な政策があるはず。手段を継続させることが目的となつてはいけない。制度について、これまでの 3 年間を検証もせずに延長するのではなく、もう一度より効果的な手段を検討すべきではないかとして、反対する。

審 査 結 果 否決（賛成少数 賛成 2 人、反対 5 人）

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第21号 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
職員の仕事と家庭の両立を支援することを目的に、臨時的任用職員を除く職員で、学童保育を利用する小学校1年生の子を養育する職員について、育児部分休暇制度を導入するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 実効性について	
<質疑の概要>	
問1	取得時間は1時間までとのことだが、こういった形での取得になるのか。
答1	午後5時30分が終業時間の場合、午後4時30分から1時間、取得できる。
問2	具体的にどんなケースを想定しているのか。
答2	学童保育は通常午後5時までなので、市内在住の職員であれば、午後4時30分に退勤すると、午後5時頃には自宅に戻っており、集団下校する子どもを自宅で迎えることができる。また、遠方に住む職員であれば、午後4時30分に退勤しても、子どもの下校時刻に間に合わないことが想定されるが、なるべく早く学童保育へ迎えに行くなど、子どもと過ごす時間を長くとることができると考えている。
問3	自宅で子どもの帰宅を待つ場合でも、制度の対象になるのか。
答3	取得方法の一例ではあるが、迎えに行くことが必須条件ではない。
問4	職員が市内在住とは限らない。市外在住の場合、育児部分休暇は1時間でカバーできるのか。延長保育を利用している職員についてはどう考えているのか。
答4	午後5時までの通常の保育時間では間に合わず、従来から延長保育を利用している職員にとっても、延長保育の時間を少しでも短縮できるというメリットがあり、1時間でも取得の意味はあると考えている。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第22号 宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
旅館業法の一部改正に伴う所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第45号 平成29年度宝塚市一般会計補正予算（第6号）

議案の概要

補正後の平成29年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

778億4,600万4千円（4億9,462万6千円の減額）

歳出予算の主なもの

増額 基金管理事業

病院事業会計貸付金

施設型等給付事業

減額 執行額の確定に伴う執行残

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金…施設型給付費負担金

…子ども・子育て支援交付金

県支出金…施設型給付費負担金

財産収入…不動産売却収入

減額 市税…個人市民税（ふるさと納税による影響）

国庫支出金…社会資本整備総合交付金

市債…道路橋りょう整備事業債、街路整備事業債

繰越明許費の補正

設定 北部地域防災拠点整備事業ほか18件

地方債の補正

増額 農業用施設ため池整備事業債の限度額

減額 共同利用施設整備事業債ほか16件の限度額

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回、市民税の減額補正があまりに大きい。ふるさと納税の影響が大きいとのことだが、このような事例は近隣他市でもよくあるのか。

答1 歳入の根幹である市税の減額は、市として厳しい状況であると認識している。他市の状況としては、平成29年度で尼崎市は4億5,200万円の増額補正、川西市は2億円の増額補正、西宮市、伊丹市、芦屋市、三田市は補正を行っていない状況である。なお、西宮市で平成27年度に5億円の減額補正を行った事例がある。

問2 市民税の減額補正について、ふるさと納税による市民税税額控除額の当初予算での予想を、毎年、前年度の決算額とほぼ同じ額としているが、ことごとくその予想が外れており、特に平成28年度は当初予算時の想定額の5.3倍となった。予測が

甘いというより、最後に補正予算で対応すればよいという安易な考えがあったのではないか。

答 2 市民税はいろいろな要因で増減となるが、ふるさと納税の税額控除額については、前年度踏襲の形で見込んでおり、大変甘かったと思われる。今後、社会の動向も見ていく中で、乖離がない値を精査して算出したい。また、その他の控除項目についてもこれまで以上に分析したい。

問 3 病院事業会計貸付金を 3 億円計上しているが、市立病院から確実に返済されることの担保を得た上で市は貸し付けを行っているのか。

答 3 今回貸し付ける 3 億円については、市立病院がその資金をもとに医師の確保等を含め経営健全化に向けた努力をしていく中で目標を達成でき、返済もできるものと考え、貸し付けを判断した。また、一般会計の財政見通しにおいても、平成 33 年度以降に収支不足がふえてくると見込んでいることから、返済期限を平成 33 年度中として一括で返済を求める形で、市立病院と協議を進めている。ただし、市立病院に万が一資金不足が発生するようであれば、一般会計の資金状況も見て、返還期限の延長もしくは分割返済について一定の協議と検討は必要であると考えている。

問 4 私立保育所施設整備費補助金が減額となっている理由は。

答 4 私立保育所の分園整備を進めようと、各私立保育所に意向調査を行った際に、3 園から整備の意向が示された。その後協議を進めていく中で、2 園については適切な物件確保が困難であることや採算面の理由から整備を断念したため、最終的には 1 園のみとなった。その後、市としては、待機児童の抑制につなげるため、その 1 園の定員について 75 名程度から 90 名に拡充していただくこととした。今回の補助金の減額は、当初想定していた 3 園の分園整備費補助金との差額となっている。

問 5 入札差金については、行財政改革の観点から流用は行わないことを徹底していく方針を市は示していたが、入札差金は留保できているのか。

答 5 流用を行う場合は、財政課と事前に協議を行うことを徹底しており、その中で本当に流用が必要かどうかをチェックしている。また、3 月補正時点での一般会計ベースの数値になるが、平成 29 年度は 3 億 9 千万円程度の累計額を見込んでいる。

問 6 1 千万円以上の入札差金について、特に業務委託で多く発生している。業務委託については人件費の占める割合が大きく、契約をめぐる価格競争の中で労働者に負担が発生している状況もあると思われる。入札差金が 1 千万円以上残ってよかったということではなく、労働者が生活できる賃金が保障されるよう、市は最低制限価格を設定する方向に改めなければならないと思うが。

答 6 1 千万円以上の入札差金が発生した業務委託の全てがそのような状況だとは言わないが、人件費が多く占める業務もある。今後は、設計を考える段階から人件費

についても意識をしながら、最低制限価格を設けることについても検討課題として認識している。

問 7 1 千万円以上の入札差金は 10 件弱で、計 2 億円程度の減額補正となっているが、市はこの程度の入札差金は発生するものと考えているのか。

答 7 市としては、決して小さい額とは思っていない。予算編成する上でできるだけ乖離がないような形を心掛けたい。

問 8 台風害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業補助金について、1,100 万円余の金額が新規計上されているが、この補助金の財源構成は。また、この時期に新規事業を行うに至った経緯は。

答 8 この補助金は、事業費のうち、県から 3 分の 1 の補助金を受け、市は 6 分の 1 を負担する形で合計 2 分の 1 を補助する事業となっている。平成 29 年の 9 月、10 月に相次いだ台風によりハウス施設に大きな被害が発生し、安定した農産物にもかなり影響が出ているため、早期の復旧を目指して支援をするためのものである。

問 9 地域児童育成会補助員賃金について、特別支援児の補助員の見込みが 81 名であったが、実績は 75 名であったため減額となったとのことだが、特別支援児に補助員を適正に加配する判断は誰が決めるのか。

答 9 学校長や支援員、保護者、青少年課長及び青少年課職員を交えた形で運営委員会を開き、学校や保育所から特別支援児の状況の聞き取りを行った上で意見交換を行い、最終的には青少年課長が決定している。

問 10 飼い主のいないねこの不妊、去勢手術費助成金について、本市は助成制度をつくり、この 5 年間で予算を充足していったものの、平成 29 年度は特に手術数が減っている。この要因はどのように分析しているのか。

答 10 手術数は平成 28 年度から落ち込んでいる。その要因の一つとして、近隣市で避妊、去勢を専門にする病院が設立され、宝塚市域もカバーしており、安い値段で実施していることから、市内で一生懸命されていた活動団体も一部そちらへ流れているのではないかと分析している。

問 11 地域生活支援事業について、4 千万円が減額となった理由は。

答 11 地域生活支援事業のうち移動支援事業のサービスを利用していた方について、個々の利用者のサービス利用に係る個別支援計画を見直す際に、重度の方については、同種のサービスである自立支援事業の重度訪問介護のサービスを利用していたほうが、本人にとっても利用しやすいため、こちらのサービスに移行していただいたことから、執行見込みが少なくなったものである。

問 1 2 精算金及び返還金について、地域活動支援センター及び障害者小規模通所援護事業の補助金において、事業所への不適切な執行が認められたとのことだが、その詳細は。

答 1 2 平成 29 年の 6 月から 7 月にかけて平成 28 年度分についての監査を行うため市内の事業所を回った。不適切な執行が認められた事業所については、平成 28 年度分を見直していただき、また平成 29 年度の既に始まっている事業についても、不適切な執行を予定しているものを発見した場合には、秋の申請額変更の際に減額を行った。また、運営できなくなった事業所については、年度途中で事業を廃止している状況となっている。

問 1 3 事業所の不適切な補助金の執行については、事業者の申請を受け付ける時点で市はチェックできなかったのか。

答 1 3 申請の受付時においては、市として一覧表をチェックしているが、平成 29 年度に実際に監査を行った際は、必要に応じて領収書を一枚一枚めくるなど詳細に確認をしていく中で発見したものである。

問 1 4 地域活動支援センター及び障害者小規模通所援護事業の補助金について、過年度分の不適切な執行の処理については、どのように対応しているのか。

答 1 4 平成 28 年度分については返還を求め、精算金等の項目で処理している。また、平成 27 年度以前についても同様に、返還が必要と判断すれば過年度分として返還を求めていく。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第46号 平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）

議案第47号 平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第3号）

議案第50号 平成29年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第3号）

議案の概要

（議案第46号）

補正後の平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額
290億2,706万6千円（9,325万2千円の減額）

歳出予算の主なもの

減額 特定健康診査等事業

歳入予算の主なもの

増額 一般会計繰入金

減額 特定健康診査等負担金
前期高齢者交付金

（議案第47号）

補正後の平成29年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額
1億1,535万2千円（増減なし）

歳入予算の主なもの

増額 一般会計繰入金

減額 診療報酬

（議案第50号）

補正後の平成29年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額
39億1,977万2千円（871万7千円の増額）

歳出予算

増額 後期高齢者広域連合納付金

歳入予算

増額 一般会計繰入金

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 国民健康保険事業について、平成29年度の収支見込はどうか。

答1 現時点ではおおむね収支均衡を図れるものと見込んでいる。

問 2 国民健康保険の特定健診の受診率について、平成 29 年度までは目標値と実績値とが大きく乖離した状況が続いていたため、平成 30 年度は目標受診率を下げたとのことだが、平成 30 年度は補正予算で減額しなくていいという理解でよいか。 答 2 平成 30 年度に新たなデータヘルス計画がスタートすることにあわせて、目標受診率を見直し 40%とした。当初予算はそれにあわせて要求している。それほどの乖離は発生しないものと考えている。	
問 3 国民健康保険診療施設について、平成 29 年度の一般会計繰入金の補正後の額はここ数年と比べてどうか。 答 3 平成 26 年度は 4,441 万円余、平成 27 年度は 4,922 万円余、平成 28 年度は 5,516 万円余、平成 29 年度は 5,594 万円余と年々ふえている状況である。	
自由討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果 議案第 4 6 号 可決（全員一致） 議案第 4 7 号 可決（全員一致） 議案第 5 0 号 可決（全員一致）	

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第48号 平成29年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第3号）	
議案の概要	
補正後の平成29年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額 1億1,833万8千円（169万2千円の増額）	
歳出予算の主なもの	
増額 死廃共済事業	
歳入予算の主なもの	
増額 農作物共済勘定からの繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第49号 平成29年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）	
議案の概要	
補正後の平成29年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 203億285万1千円（25万3千円の減額）	
歳出予算	
増額 人件費	
減額 介護認定事業	
歳入予算	
減額 一般会計繰入金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成30年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第51号 平成29年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第4号）	
議案の概要	
補正後の平成29年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額 2億6,860万8千円（4,800万円の増額）	
歳出予算	
増額 予備費	
減額 墓苑管理事業	
歳入予算の主なもの	
増額 墓苑使用料	
前年度からの繰越金	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第58号 平成29年度宝塚市一般会計補正予算（第7号）

議案の概要

補正後の平成29年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

792億8,391万9千円（14億3,791万5千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 小学校施設整備事業

中学校施設整備事業

長尾中学校屋内運動場改築事業

幼稚園施設整備事業

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金…公立学校施設整備費負担金

…学校施設環境改善交付金

起債…小学校施設整備事業債

…中学校施設整備事業債

…幼稚園施設整備事業債

継続費の補正

変更 長尾中学校屋内運動場改築事業

繰越明許費の補正

設定 小学校施設整備事業ほか2件

地方債の補正

増額 小学校施設整備事業債ほか2件の限度額

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 幼稚園及び小・中学校の施設整備事業について、どこの学校園も校舎の老朽化等が進んでいる中で、改修工事の優先順位をどのように決定しているのか。

答1 場当たりの改修を進めている訳ではなく、中長期的な施設整備計画に基づき順次改修を進めている状況である。

問2 改修工事のうち、学校園の美観的な補修についてはあまり着手できていないが、どのように認識しているのか。

答2 老朽改修については、児童の安全を優先して夏休みに実施している関係で1校当たり5年程度を要し、全校で30年かかる予定である。このため、美観についてはややおくれる形になってくると考えている。

問3 今後、国の補正予算にも迅速に対応できるよう、実施設計まで済ませておくという準備はしっかりできているのか。 答3 平成30年度は第1期工事、第2期工事を、その翌年は第2期工事、第3期工事を予定しており、それに向けて設計を準備していきたい。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）